

法及び司法のすべての権限は、合衆国政府に付与され、琉球列島高等弁務官及び琉球列島米国民政府を通じて行使される。

本条……一部改正（一九五八年七月改正七号）

二、一、九 本法にいう「全琉球列島領域」とは、左記境界内のすべての土地、岩石、岩礁、砂洲及び海をいう。

北緯二十八度・東経百二十四度四十分の点を起点として

北緯二十四度・東経百二十二度の点

北緯二十四度・東経百三十三度の点

北緯二十七度・東経百三十一度五十分の点

北緯二十七度・東経百二十八度十八分の点及び北緯二十八度・東経百二十八度十八分を経て起点に至る。

琉球列島出入管理令（抄）

一九五四年二月十一日

米国民政府布令第一二五号

最終改正 一九六一年十二月八日 改正第一〇号

第一章 目的

第一条 この布令は、米軍要員及び琉球列島居住者以外のすべての者の琉球列島出入に関する管理及び手続並びに登録を制定することを、その目的とする。

第六条 琉球列島

左記境界内の諸島及び領海から成る。

北緯二八度、東経一二四度四〇分の点を起点とし

を知らないために偶然同列島に立ち入る漁夫もあると思われる。つまり、尖閣列島に立ち入る場合に入域許可が必要であることをほんとは知らないで、事実領域侵犯をすることがあるということである。このような誤解を少くするために、尖閣列島の各島、すなわち琉球列島の領土に上陸する者に対し、事前に琉球出入管理当局から入域許可を得ること、事前に手続をとらない場合には、琉球の法令に基づき起訴され、罰せられることを警告する恒久的な揭示を上陸しそうな地域の各見やすい場所に立てよう提案したい。（勿論、琉球の領土に緊急入域を要する不可抗力な事情は考慮される）この揭示は、英語、日本語および中国語の三ヶ国語で書いた方が有効だと思う。

琉球の領土に対する今後の不法侵犯を最少限に喰い止めるためのこれらの提案に対する貴殿の意見をきかせていただければ幸甚と存じます。 敬具

民政官 スタンレー・S・カーペンター

琉球政府行政主席

松岡政保殿

その二

出総第一九九四号

一九六八年十月二十一日

琉球列島米国民政府

琉球政府行政主席 松岡政保

北緯二四度、東経一二二度
北緯二四度、東経一三三度
北緯二七度、東経一三一一度五〇分
北緯二七度、東経一二八度一八分
北緯二八度、東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。

尖閣列島に対する警告板の設置に関する米琉往復書簡

その一

陸軍省琉球列島米国民政府民政官室

一九六八年九月三日

親愛なる松岡主席殿

最近、琉球政府警察の巡視艇「チトセ」が尖閣列島を巡視したため、同列島内の南小島に不法入域した台湾の解体作業員は、同島から出て行った。聞くところによると、彼等は道具をたたくで琉球の領域を離れたとのことである。

今後この地域における不法入域をなくするために不定期に現場点検を行なう制度を確立すべきであると信ずる。そのために、本官は軍の航空機が時々尖閣列島上空を飛ぶように手配中であり、貴政府警察当局が時々同列島を巡視するように手配すれば、なお有効だと信ずる。混乱を防ぐため、お互いの巡視活動について絶えず連絡をとるべきことは勿論である。

なお、正確な航行ができないため、または同列島の領土上の地位

民政官スタンレー・S・カーペンター殿

尖閣列島に関する米国民政府民政官書簡について（回答）

拝啓

一九六八年九月三日づけ貴書簡を拝読する光栄に浴します。

貴書簡にもられた諸提案は諸般の情勢から考慮したとき、もっとも有意義であり、かつ適切なご提案であり本職として原則的に同意することを表明します。

貴提案を具体的に実効あらしめるために、本職は可能な限り適当な対策を講じ貴官の意に添うよう努める所存であります。

一筆付記させていただければ、貴書簡に示された軍の航空機による随時警戒飛行計画が当政府警察局による警備艇の配置と合せて実施されれば幸いに存じます。

貴提案のその他の事項および当政府計画の実施については巡視艇の配置、警告板の設置保全など多額の経費を必要としますので貴官の絶大なるご配慮を御願いたします。 敬具

その三

一九六九年三月二十八日

尖閣列島における警告板の設置について

琉球列島米国民政府

公安局長 ハリマン・N・シーモンズ殿

琉球政府出入管理庁長

標題については一九六八年九月三日づけ民政官書簡に対して、当

工 事 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
コンクリート打固め		個	7	21.00	147.00
脚 (コンクリート)		"	7	50.00	350.00
取 付 金 具		"	7	4.00	28.00
文 字 彫 刻	400字×7個=2,800字	字	2,800	0.50	1,400.00
掘 方 当 当	4人×7個=28人	人	28	5.00	140.00
手 借 料		人	28	5.00	140.00
船 借 料		日	11	400.00	4,400.00
シ ン ケ 料		個	7	30.00	210.00
工事現場の調査、測量 および工事施工のため の旅費		回	4人の2回	322.00	644.00
計					7,459.00

旅費の算出方法

$$\left(\frac{\text{日当}}{(120 \times 11 \text{日})} + \frac{\text{宿泊料}}{(5.10 \times 9 \text{日})} + \text{船賃} 21.40 \right) \times 4 \text{人} \times 2 \text{回} = 6.44 \text{ドル}$$

府から一九六八年十月十七日づけ出給第一九九四号(別添写)をもって、これの予算援助方を要請したとおりであります。就きましては、当該工事の予算並びに施工についてご参考に資していただきたく、別添のとおり工事概算見積書を送付いたしますので、これの実現方に何分のご配慮をおねがいたします。

添付書類

- 1 工事仕様書 一部
 - 2 警告板設計図 一部
 - 3 尖閣列島見取図 一部
 - 4 民政官あての文書の写 一部
 - 一、所要経費 七、四五九弗
- 警告板設置工事概算見積(図面は別紙のとおり)

その四

29 JAN. 1970

SUBJECT: Transmittal of Funds
Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands
ATTN: Director, Legal Affairs Department
1. References:

a. Letter from the U.S. Civil Administrator to the Chief Executive, Government of the Ryukyu Islands, dated 3 September 1968, suggesting emplacement of warning

signs on Senkaku Retto.

b. Letter from the Chief Executive, Government of the Ryukyu Islands to the U.S. Civil Administrator, dated 21 October 1968 acknowledging receipt of the CA's letter of 3 September 1968 and requesting financial assistance from USCAR.

2. Enclosed is a check for \$6,815 as you requested for the installation of warning signs on Senkaku Retto. These funds will be applied for contractual services, procurement of materials, overhead costs, transportation and sundries necessary for executing this project. Funds left over from this project may be expended for other similar projects by your government.

3. The wording for warning signs to be erected on Senkaku Retto should be revised to read: "Warning. Entry into any of the Ryukyu Islands including this island, or their territorial waters other than in innocent passage, by persons other than the residents of the Ryukyu Islands, is subject to criminal prosecution except as authorized by the U.S. High Commissioner. By Order of the High Commissioner of the Ryukyu Islands."

FOR THE CIVIL ADMINISTRATOR:

H. L. CONNER

MAJ, AGC
Chief of Administration

尖閣列島における警告板設置について

琉球政府出入管理庁

- 一 資金 米国民政府支出 \$6,815
経費内訳
工事費 \$4,150
備船料 \$1,700
旅費その他諸費 \$ 960
- 二 設置場所および設置数
魚釣島(二本)、北小島(一本)、南小島(二本)、黄尾礁(久場島)(二本)、赤尾礁(大正島)(一本)
- 三 警告板の材質、大きさ
材質 コンクリート
- 四 警告文…添付別紙のとおり
- 五 竣工…一九七〇年七月十二日
- 六 設置後の不法入域防止対策
(1) 米国民政府は、一九六八年八月、中国人五十人に対し、尖閣列島への入域を許可し、一九六九年四月には同じく七十八名の入域を許可したが、これらの有効期限は、一九六九年十月三十一日であるので、同日以後同島への上陸は総て不法上陸であると明瞭である。

今回、警告板の設置も終えたので、できるだけ速かに、警察との協力により不法上陸者の逮捕など実施して従来より強硬な措置をとり、中国側の注意を促す必要がある。

(2) 尖閣列島への警備艇の派遣には多額の資金を要する。(「ごとせ」の五日間出動に要する経費は約一〇〇〇万円)で、この中には、警察官の旅費は含まない)

このような資金上の問題のほか、不法上陸、領海侵犯などは外交上の重要な問題であるので、その面の配慮を願いたい。

Entry into any of the Ryukyu Islands including this island, or their territorial waters other than in innocent passage, by persons other than the residents of the Ryukyu Islands, is subject to criminal prosecution except as authorized by the U.S. High Commissioner.

By Order of the high Commissioner of the Ryukyu Islands.

告 示

除琉球居民及不得已之航行者外、任何人等、未經美国高級行政長官核准、不得進入琉球列島及本島之領海及領土内、如有故違、將受法律審判、特此公告

美国高級行政長官令

警 告

此の島を含む琉球列島のいかなる島またはその領海に琉球列島住民以外の者が無害通行の場合を除き、入域すると告訴される。但し琉球列島米国高等弁務官により許可された場合はその限りでない。

尖閣列島領有に関する米國務省 マクロスキー報道官の質疑応答

外務省仮訳

(昭和四十五年九月十日)

問 琉球列島の一部として米国の施政権下にある尖閣諸島は、中華民國の国旗が立てられたという報道があるが、尖閣諸島の将来の処置に関し、米国のいかなる立場をとるのか。

答 対日平和条約第三条によれば、米国は「南西諸島」に対し施政権を有している。当該条約中のこの言葉は、第二次世界大戦終了時に日本の統治下にあつて、かつ、同条約中ほかに特別の言及がなされていない、北緯二十九度以南のすべての島を指すものである。平和条約中におけるこの言葉は、尖閣列島を含むものであることが意図された。

問 当該条約によつて、米国政府は琉球列島の一部として尖閣諸島に対し施政権を有しているが、琉球列島に対する潜在主権は日本にあるものとみなしている。一九六九年十一月の佐藤総理大臣とニクソン大統領の間の合意により、琉球列島の施政権は、一九七二年中に日本に返還されることとされている。

問 もし、尖閣諸島に対する主権の所在をめぐり紛争が生じた場合米国のいかなる立場をとるのか。

答 主張の対立がある場合には、右は関係当事者間で解決されるべき事柄であると考へる。

琉球列島米国高等弁務官の命による

Erected by Government of the Ryukyu Islands.

琉球政府建立す

琉球政府立

(一九七〇、七、十四、復帰準備委員会、日本政府および琉球政府へ送達す)

尖閣列島の警告板設置に関する復命書

復 命 書

一九七〇年七月七日、不法入域防止用警告板の設置立会および不法入域者の取締のため、尖閣列島へ出張しましたので、その概要を下記のとおりに復命します。

一九七〇年七月二十四日

出入管理庁警備課

課長 比嘉 健次郎

出入管理庁長 大城 実殿

1 出張年月日 一九七〇年七月七日から

2 出張先 尖閣列島(①魚釣島、②南小島、③北小島、④黄尾嶼、⑤赤尾碑)

3 概 要

A. Question: There have been news reports that the Republic of China flag has been raised over the Senkaku Islands which have been administered by the U.S. as part of the Ryukyu Islands. What is the U.S. Position regarding the future disposition of the Senkaku Islands?

Answer: Under Article III of the peace treaty with Japan, the U.S. has administrative rights over the "Nansei Shoto." This term, as used in that treaty, refers to all islands south of 29 degrees north latitude, under Japanese administration at the end of the second world war, that were not otherwise specifically referred to in the treaty. The term, as used in the treaty, was intended to include the Senkaku Islands.

Under the treaty, the U.S. government administers the Senkaku Islands as a part of the Ryukyu Islands, but considers that residual sovereignty over the Ryukyus remains with Japan. As a result of an agreement reached by President Nixon and Prime Minister Sato in November 1969, it is anticipated that administration of the Ryukyus will revert to Japan in 1972.

B. Question: What would the U.S. position be if a conflict arose over sovereignty over the Senkaku Islands?